

令和7年9月 第80号



【発行】一般社団法人 香取青色申告会
 【責任者】会長 篠塚 榮一
 【編集】広報委員会
 【発行所】一般社団法人 香取青色申告会
 住所：香取市佐原イ525-1
 電話：0478-54-5041 (FAX共通)

実践目標
 正しく強く
 自分で帳簿をつけましょう
 イロハニホ 誠実な青色申告・誠実な店
 会員の店を利用しましょう
 青色申告はe-Taxで

一般社団法人香取青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 この度の人事異動により、東京国税局調査部から参りました三浦でございます。前任の横内署長同様、よろしくお願い申し上げます。
 篠塚会長をはじめ、一般社団法人香取青色申告会の役員並びに会員の皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 貴会におかれましては、平素から「青色申告の普及・育成、納税道義の高揚及び税知識の普及」を図るため、各種研修会の開催、地域イベントにおける税の広報、租税教室への講師派遣など様々な活動に取り組んでいただいていると伺っており、心より敬意を表するとともに、感謝申し上げます。
 さて、令和5年10月から消費税のインボイス制度が導入されたところですが、貴会におかれましては、会員様に向けた広報や説明会の開催などにご対応いただいたことにより、制度の円滑なスタートが切れたものと考えており、あらためてお礼申し上げます。



着任のご挨拶
 佐原税務署長
 三浦 淳悦

上げます。
 また、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用率向上に向けた取組にご協力いただき感謝申し上げます。引き続き、各種の税務申告、申請及び納付手続におけるICT及びキャッシュレス納付を積極的にご利用いただけますよう会員の皆様のご協力をお願いいたします。
 最後に、国税庁では、事務の効率化等を目的として、これまでそれぞれの税務署で行っていた申告書等の審査や還付金の支払手続等を業務センターで集約して処理する「内部事務のセンター化」を進めている中、本年7月10日以降は、佐原税務署もセンター化の対象とされました。これに伴い、e-Taxを利用した申告書等の提出先は、これまでどおり佐原税務署となりますが、書面作成された申告書等を郵送により提出される場合は、「東京国税局業務センター千葉西分室」が提出先となりますのでご注意ください。
 結びにあたり、一般社団法人香取青色申告会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして私の着任の挨拶とさせていただきます。

佐原税務署人事異動

令和7年7月10日

(敬称略)

官 職	氏 名	前 任 署
署 長	み うら じゅん えつ 三 浦 淳 悦	調査二部・調査11・統括官
総務課長	いの 井 うえ よし ひさ 久 佳 久	業務センター(芝)・主任管理官
個統括官	はら だ いさお 田 勲	小石川・個人2・統括官
指導上席	たか はし さとし 高 橋 聡	留 任

租 税 教 室 を 実 施

6月13日(金)、本年の租税教室を神崎小学校(塙一成校長)において実施しました。講師の根本孝夫氏に、税金について講義をしていただき、生徒も真剣に講義を聞き有意義な時間でした。税の説明は子ども達にも分かり易く、楽しそうな笑顔と共に終了しました。



LINE公式アカウント

会員の皆様には有意義な情報をご提供いたします。
 友達登録はこちらから→





ブルーかとりに寄せて

一般社団法人 香取青色申告会

会長 篠塚 榮一

異常な暑さが長く続いたこの夏、皆様は元気にお過ごしでしょうか。

今年七月、佐原税務署に三浦淳悦署長、井上佳久総務課長、相賀雄二総務係長、原田勲個人統括官の方々をはじめ、幹部三名が着任されました。

尚、三浦署長は十数年前に総務係長として佐原署に在籍されたことがあるそうです。

しかし、職員数は三分の二に減少しました。この大幅な人事異動に大変驚きましたが、税金の申告のセンターへの集約化による職員数の減少は今後も進むものと思われま

す。さて、十一月に入りますと、会員勧奨の時期に入ります。青色申告会といたしましては、廃業による退会者の増加に大変心を痛めております。そこで、新規就業者の獲得や、未加入の方々の青色申告会への勧奨を進めてまいりたいと

考えています。また、白色申告の方や農業従事者の皆様にも、青色申告へのご理解を深めていただけるよう努めて参ります。税務署職員の方々はじめ、皆様のご協力のもと、青色申告を身近なものに感じていただけるよう、活動してまいりますので、よろしく願ひいたします。

お願いごとばかりですが、十一月には研修旅行、納税表彰式、各地区のふれあい祭り等、行事が目白押しです。どれも各地区や役員の方々の協力なしには行えません。各会場で多くの皆様とお会いできることを楽しみにしております。

まだまだ暑い日が続きますが、皆様、どうぞご自愛ください。



佐原西支部 居酒や 万年屋

みんなに愛される

先代より受け継いだ2代目で、創業77年になります。

お客様のニーズにえられるよう手作りをモットーに、目配り・気配り・心配りを肝に命じつつ、日々親子で頑張っています。



住所：千葉県香取市 谷中613

営業時間：15:00～22:30

定休日：毎週木曜日・第三水曜日

ご予約・お問い合わせ：☎0478-54-7837

東庄支部

東庄町笹川い1923
城之内寿美男
TEL 0478 (86) 1190

“おいしいお米です”

先祖代々農家を家族で営み、長年個人宅へ販売を行っています。

米の販売価格に不安もある現状ですが、「おいしいお米を作る」という信念を持ち、これからも米作りを続けていきたいと考えています。



令和7年8月末
現在の会員数

760名

一人ひとりが広報マンとなって、青色申告の魅力
を伝え、一人でも多く入会してもらおう！

～よりよい香取会のために～ 各種委員会鋭意活動中！

令和7年8月8日、各種委員会が開催されました。

各委員からは、会員相互の交流促進や税務知識を学ぶ機会の必要性など意見が出され、活動を強化する方針を意思統一しました。

新規会員の獲得についても、全員で周囲に声掛けし、入会することによるメリットをわかりやすく伝えていくことで一致しました。



組織委員会

委員長 富 澤 茂
副委員長 根 本 孝 夫
委 員 石 橋 新一郎・越 川 文 恵
伊 能 敏 雄・鈴 木 隆
河 野 節 子

指導委員会

委員長 城之内 寿美男
副委員長 久保木 敏 雄
委 員 川 口 善 博・海 宝 正 之
白 鳥 章一郎・椎 名 宏 至
飯 田 稔

厚生事業委員会

委員長 城之内 寿美男
副委員長 山 口 清
委 員 高 木 和 夫・花 香 むつみ
三 好 裕・小 林 猛

税制委員会

委員長 古 林 玄 一
副委員長 香 取 忠 良
委 員 鈴 木 寛 治・野 口 正 次
皆 川 和 子・飯 田 好 秋

財政委員会

委員長 遠 藤 克 巳
副委員長 中 嶋 仁
委 員 窪 木 芳 雄・藤 原 和 弘
小 倉 久 子・寺 島 由起子

広報委員会

委員長 鈴 木 榮 司
副委員長 秋 山 隆
委 員 菅 谷 樹 雄・伊 藤 武 雄
田 中 文 夫・長 竿 伸 一



おまたせしました！香取青色申告会会員宿泊研修旅行のご案内

参加費 38,000円

- ◇日程 令和7年11月10日(月)～11日(火)
- ◇宿泊先 ホテル八田
山梨県笛吹市石和川中島1607 TEL 055-262-3101
- ◇集合時間 各出発時間の15分前(時間厳守)
- ◇募集人員 25名程度
- ◇締め切り 10月20日(定員になり次第締め切らせていただきます。)
- ◇問い合わせ・申込
(一社)香取青色申告会事務局又は各支部長まで
TEL&FAX 0478(54)5041



☆キャンセルについて
10月24日(金)以降1万円ご負担
11月4日(火)以降全額ご負担

- ① 多古町 = 笹川駅高速バス乗場 = ファミリーマート小見川店駐車場 = 佐原駅北口 =
6:00 6:40 7:00 7:30
神崎道の駅 = 稲敷東IC = 花園IC = 長瀬<昼食・ライン下り> =
7:50 10:20~12:50
彩石の蔵<見学> = モンデ酒造<買物> = 石和温泉・ホテル八田(泊)
14:50~15:40 15:50~16:30 16:40
- ② ホテル = 桔梗屋<見学・買物> = 忍野八海<見学> = 河口湖<昼食> = 河口湖IC
9:00 9:10~9:50 10:40~11:30 12:00~13:00
= 稲敷東IC = 神崎道の駅 = 佐原駅北口 = ファミリーマート小見川店駐車場 =
16:10 16:30 17:00
笹川駅高速バス乗場 = 多古町
17:15 17:55

※詳細については(一社)香取青色申告会

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直しについて

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以降	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注)
- 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 - 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
 - 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 - 合計所得金額2,350万円程の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。)の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。